

(その1)

収支報告書 (令和 5 年分)

(ふりがな) (こうめいとう そとぼうそうしふ)

- 1 政治団体の名称 公明党 外房総支部
- 2 主たる事務所の所在地 東金市下武射田1573-26
- 3 代表者の氏名 上野 高志
- 4 会計責任者の氏名 井下田 政美

問合せ先
 (担当者) 井下田 政美
 (電話) 080-9804-9279



140090
 25

定(内)郵資国金領(N)
 解後(認)(N)(N)県(N)過

F1 F2 F3 F4 F5 F6
 M 25 S

資金管理団体の指定の有無

有 無

公職の種類
 (現職 ・ 候補者等)

資金管理団体の届出をした者の氏名

(※) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から
 令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分

政党の支部 政党
 その他の政治団体(後援会等) 政治資金団体
 その他の政治団体の支部 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等
 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

公職の種類
 (現職 ・ 候補者等)

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から
 令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。



収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
(1) 収 入 総 額 (①+②)		12,	579,	384
① (前年からの繰越額)		1,	166,	497
② (本年の収入額 = $A+B+C+D+E+F+G$)		11,	412,	887
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額)		10,	064,	445
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2))		2,	514,	939

2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金 額 A				0
員 数				0

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額				備 考	
	十億	百万	千	円		
(ア) 個 人 か ら の 寄 附		7,	861,	000	内訳を表(その7-1)へ記載すること。	
[うち 特 定 寄 附]				0		
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附			105,	000	内訳を表(その7-2)へ記載すること。	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附				0	内訳を表(その7-3)へ記載すること。	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)			7,	966,	000	(ア)~(ウ)の小計を記載すること。
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]				0	内訳を表(その8)へ記載すること。	
イ 政 党 匿 名 寄 附				0	内訳を表(その9)へ記載すること。	
合 計 B (ア+イ)			7,	966,	000	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人				
		寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円				
	1	片岡認築拝			2,000		R5. 4. 12	千葉県茂原市大芝51-29	会社員	
	2	片岡認築拝			3,000		R5. 7. 19	千葉県茂原市大芝51-29	会社員	
	3	(小計)			5,000					
	4	星野慧司			10,000		R5. 4. 13	千葉県茂原市上永吉786-14	無職	
	5	星野慧司			10,000		R5. 7. 18	千葉県茂原市上永吉786-14	無職	
	6	(小計)			20,000					
	7	伊藤 正男			5,000		R5. 4. 16	千葉県山武郡横芝光町栗山2867-13	食品加工業	
	8	伊藤 正男			5,000		R5. 4. 16	千葉県山武郡横芝光町栗山2867-13	食品加工業	
	9	伊藤 正男			5,000		R5. 4. 19	千葉県山武郡横芝光町栗山2867-13	食品加工業	
	10	伊藤 正男			5,000		R5. 4. 22	千葉県山武郡横芝光町栗山2867-13	食品加工業	
	11	伊藤 正男			5,000		R5. 8. 23	千葉県山武郡横芝光町栗山2867-13	食品加工業	
	12	(小計)			25,000					
	13	小山 伸之			10,000		R5. 4. 16	千葉県山武市草深1916-17	会社役員	
	14	小山 伸之			10,000		R5. 4. 16	千葉県山武市草深1916-17	会社役員	
	15	小山 伸之			100,000		R5. 8. 26	千葉県山武市草深1916-17	会社役員	
8	0	この頁の小計			170,000					
8	1	その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に 特○と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)					寄附者の区分		個人	
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円		
	16	(小計)			120,000			
	17	佐藤庸興			3,000	R5. 4. 16	千葉県山武郡九十九里町西野1404-142	会社員
	18	佐藤庸興			5,000	R5. 8. 21	千葉県山武郡九十九里町西野1404-143	会社員
	19	(小計)			8,000			
	20	武田勝利			10,000	R5. 4. 16	千葉県山武市木原1411-3	建設業
	21	武田勝利			10,000	R5. 4. 16	千葉県山武市木原1411-3	建設業
	22	(小計)			20,000			
	23	松宮雅宜			5,000	R5. 4. 16	千葉県山武市木原227-75	無職
	24	山崎喜世子			5,000	R5. 4. 16	千葉県山武市森1348-51	無職
	25	高宮英夫			30,000	R5. 4. 16	千葉県山武郡松尾町借毛本郷2343-1	製造業
	26	秋庭義己			5,000	R5. 4. 16	千葉県山武郡松尾町下野721-2	自営業
	27	菅原光輝			5,000	R5. 4. 16	千葉県山武市埴谷9-15	会社員
	28	小山利恵			10,000	R5. 4. 17	千葉県山武市草深1916-17	会社役員
	29	工藤功仁			3,000	R5. 4. 18	千葉県茂原市東茂原16-92	自営業
	30	工藤功仁			5,000	R5. 7. 19	千葉県茂原市東茂原16-92	自営業
8	0	0	この頁の小計		96,000			
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円			
	31	(小計)			8,000				
	32	工藤純子			3,000	R5. 4. 18	千葉県茂原市東茂原16-92	無職	
	33	工藤純子			5,000	R5. 7. 19	千葉県茂原市東茂原16-92	無職	
	34	(小計)			8,000				
	35	石橋義孝			10,000	R5. 4. 18	千葉県山武郡九十九里町片貝1469-2	建設業	
	36	越川雅彦			5,000	R5. 4. 18	千葉県山武郡横芝光町鳥喰上2152-3	農業	
	37	水須利次			10,000	R5. 4. 18	千葉県山武郡横芝光町宮川6018-1	無職	
	38	川島満			5,000	R5. 4. 18	千葉県山武郡横芝光町北清水3132	会社員	
	39	濱口宣治			10,000	R5. 4. 18	千葉県茂原市緑が丘4-27-13	無職	
	40	深山 潔			10,000	R5. 4. 18	千葉県茂原市茂原1565-7	自由業	
	41	江澤 憲司			10,000	R5. 4. 18	千葉県長生郡長南町芝原3208	建設業	
	42	佐藤隆一			10,000	R5. 4. 19	千葉県山武市蓮沼口2309	会社役員	
	43	折原孝浩			3,000	R5. 4. 19	千葉県茂原市東郷904-15	会社員	
	44	鈴木俊文			5,000	R5. 4. 22	千葉県いすみ市下布施2198	建設業	
	45	鈴木俊文			5,000	R5. 7. 20	千葉県いすみ市下布施2198	建設業	
8	0	0	この頁の小計			91,000			
8	1	0	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
	46	鈴木俊文			5,000	R5. 11. 11	千葉県いすみ市下布施2198	建設業	
	47	鈴木俊文			5,000	R5. 11. 15	千葉県いすみ市下布施2198	建設業	
	48	(小計)			20,000				
	49	蒔田正之			10,000	R5. 7. 18	千葉県長生郡長柄町山之郷642-127	非常勤職員	
	50	丸島則安			3,000	R5. 7. 18	千葉県長生郡長南町豊原2206-1	無職	
	51	熱田彰司			10,000	R5. 8. 22	千葉県いすみ市岬町榎沢1246	農業	
	52	今井信二			3,000	R5. 8. 22	千葉県山武郡九十九里町片貝6764	飲食業	
	53	渡部 育			10,000	R5. 8. 26	千葉県山武市森279-76	会社員	
	54	杉本和夫			10,000	R5. 10. 28	千葉県大網白里市みずほ台3-16-2	自営業	
	55	笠原茂義			10,000	R5. 11. 5	千葉県大網白里市駒込440-8	会社員	
	56	麻生啓治			10,000	R5. 11. 5	千葉県東金市道庭619-1	建設業	
	57	前之園孝光			5,000	R5. 11. 5	千葉県大網白里市大網575-14	獣医業	
	58	板倉敏江			3,000	R5. 11. 5	千葉県東金市堀之内588-2	サービス業	
	59	荒木かすみ			5,000	R5. 11. 10	千葉県山武郡九十九里町西野1438-125	無職	
	60	荒木かすみ			5,000	R5. 11. 10	千葉県山武郡九十九里町西野1438-125	無職	
8	0	0	この頁の小計		94,000				
8	1	0	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人	
		寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			十億 百万 千 円				
	61	荒木かすみ	5,000	R5. 11. 10	千葉県山武郡九十九里町西野1438-125	無職	
	62	荒木かすみ	5,000	R5. 11. 15	千葉県山武郡九十九里町西野1438-125	無職	
	63	(小計)	20,000				
	64	山崎満寿	10,000	R5. 11. 11	千葉県大網白里市季美の森南2-36-4	会社員	
	65	山崎満寿	10,000	R5. 11. 11	千葉県大網白里市季美の森南2-36-4	会社員	
	66	(小計)	20,000				
	67	木村明	10,000	R5. 11. 11	千葉県大網白里市小中352-2	会社員	
	68	寺田勝美	5,000	R5. 11. 14	千葉県長生郡白子町北日当347-215	ガス業	
	69	佐藤 大兒	10,000	R5. 11. 14	千葉県長生郡一宮町船頭給231-24	会社員	
	70	東海林東治	5,000	R5. 11. 14	千葉県長生郡白子町剃金962-18	団体役員	
	71	小倉敏永	300,000	R5. 11. 17	千葉県長生郡長生村七井上1612-100	商業	
	72	仁見初江	1,000	R5. 11. 18	千葉県長生郡白子町南日当2366-6	会社員	
	73	仁見亭	2,000	R5. 11. 18	千葉県長生郡白子町南日当2366-6	建設業	
	74	野口金吾	5,000	R5. 11. 18	千葉県夷隅郡大多喜町部田167-1	園芸業	
	75						
800		この頁の小計	368,000				
810		その他の寄附	7,042,000				→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計	7,861,000				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表										
項 目		金 額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出				備 考
		十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
1	経 常 経 費									
	(1) 人 件 費				0					
	(2) 光 熱 水 費				0					
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費				11,675					
	(4) 事 務 所 費				290,134					
	小 計 (1)～(4)				301,809					
2	政 治 活 動 費									
	(1) 組 織 活 動 費				29,940					
	(2) 選 挙 関 係 費				3,124,236					
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※				825,696					
	(内 訳)									
	ア 機関紙誌の発行事業費				0					
	イ 宣伝事業費				825,696					
	ウ 政治資金パーティー開催事業費				0					
	エ その他の事業費				0					
	(4) 調 査 研 究 費				0					
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金				5,782,764			4,368,336		
	(6) そ の 他 の 経 費				0					
	小 計 (1)～(6)				9,762,636					うち本部・支部間の交付金合計 4368336
	合 計				10,064,445					←1の小計と2の小計の合計を記載すること。

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	必要

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(陣中見舞)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考	
寄付金	十億	百万	千	円	R5. 1. 31	川島富士子選挙事務所	千葉県山武郡横芝光町北清水町6412-2	
寄付金			154,	692	R5. 3. 17	鈴木幸子選挙事務所	千葉県長生郡長南町佐坪1141-2	
寄付金			511,	284	R5. 2. 9	市川陽子選挙事務所	千葉県山武市五木田2579-6	
寄付金			294,	534	R5. 3. 24	長谷部竜作選挙事務所	千葉県山武市大木844-32	
寄付金			209,	342	R5. 3. 27	深澤誠選挙事務所	千葉県山武市松尾町高富4-8	
寄付金			283,	433	R5. 6. 25	松井ゆみこ選挙事務所	千葉県山武郡九十九里町片貝3660	
寄付金			447,	343	R5. 7. 17	ぜんとう道代選挙事務所	千葉県山武郡九十九里町作田670-9	
寄付金			239,	670	R5. 9. 16	輪島美津江選挙事務所	千葉県大網白里市上谷新田405-76	
寄付金			455,	491	R5. 10. 26	ひきま眞理子選挙事務所	千葉県大網白里市ながた野2-20-9	
寄付金			85,	875	R5. 9. 26	前田みつひろ選挙事務所	千葉県長生郡白子町関6199	
寄付金			388,	622				
この頁の小計			3,	070,286				
その他の支出			53,	950				
合計			3,	124,236				

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(広宣印刷費)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考		
ポスター、公明ニュース印刷代	十億	百万	千	円	R5. 12. 6	山本印刷株式会社	千葉県成田市畑ヶ谷765	
			149	600				
この頁の小計			149	600				
その他の支出			64	200				
合計			213	800				

→※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 ④ 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(宣伝力一運行費)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
宣伝カーリース料	十億	百万	千	円	R5. 4. 30	AUTOGARAGE F	千葉県東金市松之郷1345-59	
宣伝力一保険代					R5. 4. 30	AUTOGARAGE F	千葉県東金市松之郷1345-59	
この頁の小計								
その他の支出								
合計								

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意
- (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
 - (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 - (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 - (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 - (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分				項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
	(該当する項目に○) 1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費 5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費					(寄附金)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
寄附金			50	506	R5. 1. 31	川島富士子後援会	千葉県山武郡横芝光町北清水町6412-2	
寄附金			162	100	R5. 2. 20	鈴木幸子後援会	千葉県長生郡長南町佐坪1141-2	
寄附金			160	742	R5. 3. 1	市川ようこ後援会	千葉県山武市五木田2579-6	
寄附金			191	950	R5. 3. 1	長谷部竜作後援会	千葉県山武市大木844-32	
寄附金			141	731	R5. 3. 15	深澤誠後援会	千葉県山武市松尾町高富4-8	
寄附金			171	626	R5. 7. 1	松井ゆみこ後援会	千葉県山武郡九十九里町片貝3660	
寄附金			134	142	R5. 7. 13	善塔道代後援会	千葉県山武郡九十九里町作田670-9	
寄附金			115	049	R5. 10. 16	輪島美津江後援会	千葉県大網白里市上谷新田405-76	
寄附金			68	549	R5. 10. 6	かじろ和利後援会	千葉県大網白里市北今泉702-2	
寄附金			68	348	R5. 10. 6	ひきま真理子後援会	千葉県大網白里市ながた野2-20-9	
寄附金			101	715	R5. 9. 26	前田みつひろ後援会	千葉県長生郡白子町関6199	
この頁の小計			1,366	458				
その他の支出				47,970				
合計			1,414	428				

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(上納金)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
上納金	十億	百万	千	円	R5. 6. 7	公明党 千葉県本部	千葉市美浜区幸町1-2-3	
上納金					R5. 8. 3	公明党 千葉県本部	千葉市美浜区幸町1-2-3	
上納金					R5. 9. 15	公明党 千葉県本部	千葉市美浜区幸町1-2-3	
上納金					R5. 12. 11	公明党 千葉県本部	千葉市美浜区幸町1-2-3	
上納金								
上納金								
上納金								
上納金								
上納金								
上納金								
上納金								
上納金								
上納金								
この頁の小計								
その他の支出								
合計								

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

	支出項目	金額				年月日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
		十億	百万	千	円				
	上納金		1	770	686	R5.6.7	公明党 千葉県本部	千葉市美浜区幸町1-2-3	
	上納金			16	000	R5.6.7	公明党 千葉県本部	千葉市美浜区幸町1-2-3	
	上納金			494	617	R5.8.3	公明党 千葉県本部	千葉市美浜区幸町1-2-3	
	上納金			451	219	R5.9.15	公明党 千葉県本部	千葉市美浜区幸町1-2-3	
	上納金		1	630	814	R5.12.11	公明党 千葉県本部	千葉市美浜区幸町1-2-3	
	上納金			5	000	R5.12.15	公明党 千葉県本部	千葉市美浜区幸町1-2-3	
800	この頁の小計		4	368	336				
900	合計		4	368	336				

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 / 月 25 日

政治団体の名称 **公明党 外房総支部**

会計責任者の氏名 **井下田 政美**



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代 表 者 の 氏 名

印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。